

日光市

建築に関する各種確認

オンラインから簡単サクッと申請！



事前情報の確認はこちら

すばやい回答で時間短縮！！

建設リサイクル法 による届出

建設リサイクル法第10条の届出
工事着手7日前まで



建設リサイクル法に よる届出（変更）

届出内容に変更があった場合
工事着手7日前まで



建築物の除却届

建築基準法第15条に基づくもの
床面積の合計が10㎡以上が対象



後退用地に 関する届出

前面道路が2項道路に該当
する場合の届出



栃木県ひとにやさしい まちづくり条例 特定施設新築工事届

条例第16条に該当する届出
※変更届もこちらから



栃木県ひとにやさしい まちづくり条例 特定施設新築工事完了届

条例第18条に該当する届出



中高層建築物の届出

日光市中高層建築物指導要綱
第6条に基づく届出ができます



中高層建築物の 事前説明報告書

届出後に事前説明をした場合
はこちら（第7条第4項）



日光市建築基準法 （集団規定）の確認

用途地域による
建築制限を確認できます



用途地域の確認

用途地域の確認はこちら
（都市計画課ページ）



関係機関の窓口 と業務内容の確認

関係業務の問合せ先
や場所が確認できます



建築基準法 の道路種別の確認

調査地周辺の
道路種別について確認できます



位置指定道路図 の確認

位置指定道路の図面を
確認することができます



確認申請 の事前相談

確認申請についての
建築相談ができます



簡単な内容はすぐ回答！

ご自宅や事務所から
相談できます

指定道路図の情報
を公開しました！

オンラインで届出ができます

届出後7日以内に市からご連絡します（除却届は除きます）

ご自宅や事務所から
届出可能！

そのほか
便利なフォーム

資料添付フォーム



送付資料が多い
場合はこちら

補助金問合せ
フォーム



建築住宅課での
補助金の問合せ
はこちら

都市計画区域内 における建築基準法による制限

不動産調査等に役立ちます
こちらも是非ご活用ください！

日光市建築基準法（集団規定）一覧表

※転載禁止※

※この資料は参考資料であり、R2.2.1 現在の情報になります。詳細は建築住宅課 建築指導係(直通 0288-21-5197)にお問合せください。

		第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種中 高層住居 専用地域	第二種中 高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居 地域	田園住居 地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業 地域	工業地域	工業専用 地域	無指定
法52条/ 法53条 (容積率/ 建ぺい率)	今市地域	60/40	—	200/60	200/60	200/60	200/60	—		200/80	400/80	200/60	200/60	—	200/60
	日光地域	—		200/60	200/60	200/60	—			200/80 300/80	300/80	200/60	200/60	200/60	
	藤原地域	—			—			200/60	—		400/80	—			
法52条7項(容積率・2以上の地域)		地域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下(条文のまま)													
法53条2項(建ぺい率・2以上の地域)		地域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下(条文のまま)													
法53条3項二号(角地緩和)		法42条に規定する道路により角地(120度以内)又ははさまれた敷地で周辺の1/3以上以上が道路に接するもの													
法52条2項(前面道路乗率)		4/10									6/10				
法53条の2(建築物の敷地面積)		—													
法54条(外壁後退)		1.5m	—												
法55条(絶対高)		10m	—												
法56条	道路斜線(一号)	1.25									1.5				
	隣地斜線(二号)	—			H20m+1.25						H31m+2.5				H20m+1.25
	北側斜線(三号)	H5m+1.25			H10m+1.25		—								
法56条の2	対象建築物	軒高＞7m 又は 地上階数≧3		建築物高さ＞10m		建築物高さ＞10m				容積200%地域 建築物高さ ＞10m	—	建築物高さ ＞10m	—	建築物高さ ＞10m	
	平均地盤面からの高さ	1.5m		4m		4m				4m		4m			
	隣地境界線からの水平距離 (5m超10m以内の範囲)	3時間		4時間		5時間				5時間		5時間			
	隣地境界線からの水平 距離 (10m超の範囲)	2時間		2.5時間		3時間				3時間		3時間			

※その他

建築協定	日光市内で建築協定の締結はありません。(R2.2.1現在)														
法22条(屋根)	都市計画区域のうち防火地域及び準防火地域を除く区域														
日光市中高層建築物指導要綱	—														
栃木県建築基準条例	10m<														

ハザードマップなどの
確認はこちらから

以下のサイトではハザードマップ、路線網図、遺跡・杉並木等地図に関する情報を確認することができます



↓お気に入りに登録すると便利↓

集団規定はこちら
からも確認できます

確認したい地域を選択すると
その地域に関する情報が表示されます

